

教職員・学校関係者の皆様へ

児童・生徒一人ひとりの多様な学びを大切にしたい ～フリースクール等における学びの出席扱いについて～

令和2年度以降、県内の不登校の児童・生徒のうち、学校外の機関で相談・指導を受けた児童・生徒数は増加しています。特に、フリースクール等を含む民間団体・民間施設で相談・指導を受けた児童・生徒数については、令和2年度から令和4年度にかけて約37%増加しています。

一方、そのうち指導要録上出席扱いとなった人数は、1,600人程度で横ばいとなっています。学校外の機関での取組が出席扱いとなることは、児童・生徒や保護者にとって大きな励みとなり、社会的自立に向けた意欲の高まりにつながることが期待されます。

各学校においては、地域のフリースクール等と連携することで、学校外の場における児童・生徒の学習状況等を把握し、出席扱いについて適切な判断をすることが大切です。

通知表に記載された「フリースクール〇日出席」の文字を見て、子どもたちはとても喜んでます。学校が自分の頑張りを分かってくれていると実感できるようです。

近隣の市町村の学校に在籍している子どもが通っている場合も、学校と連携して子どもを支援しています。

<フリースクール等の声>



学校・家庭・フリースクール等の連携が年々、増えていると感じます。様々な視点で子どもの学びについて考えることが、とても大切だと思います。

先生方はお忙しいと思いますが、子どもたちが活動する様子を見に来てもらえるとうれしいです。子どもたちも喜ぶと思います。

指導要録上の出席扱いの要件は…

<学校外における相談・指導を指導要録上の出席扱いにするために>

出席扱いの主な要件は、

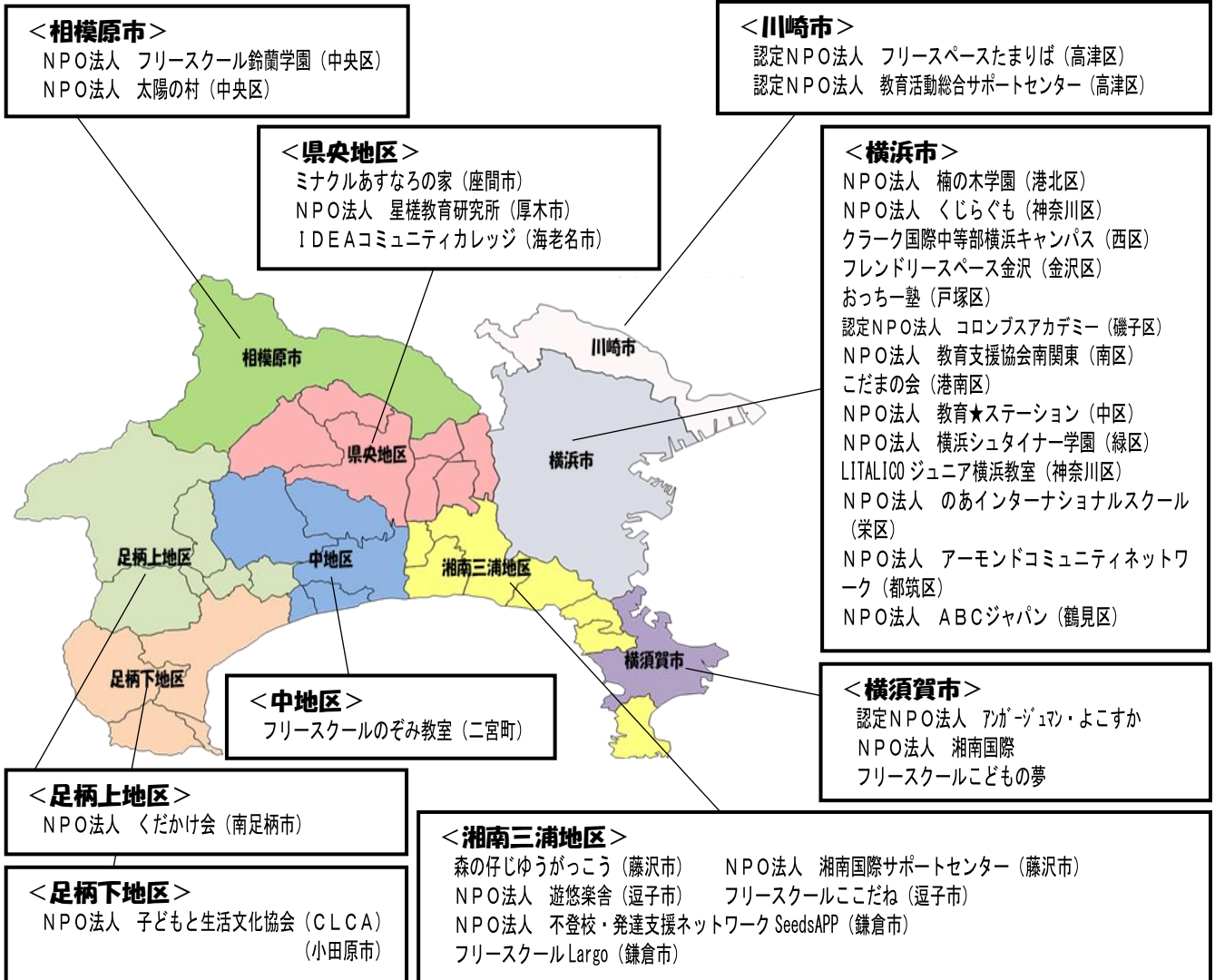
- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること
(例) 毎週金曜日の放課後に学校へ行き、担任と面談を行っている。
- 相談・指導が個々の児童・生徒にとって適切であるかどうかについては校長が判断すること
(例) 週1日は学校へ登校、週1日はフリースクール等へ通室することで、子どもが生き生きと生活している。
- 施設に通所または入所して相談・指導を受けていること
(例) フリースクール等で学習支援を受けている。オンラインで相談を受けている。
- 施設における学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童・生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすること など

参考 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（別記1）

令和元年10月25日



～フリースクール等の所在地マップ～



〔神奈川県学校・フリースクール等連携協議会に加入しているフリースクール等〕

◎神奈川県教育委員会では、フリースクール等と連携し、不登校対策の取組みを行っています。
フリースクール等の詳しい情報については、神奈川県教育委員会のホームページを
ご覧ください。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/hutoukoujigyou.html>)



◎学校と地域の学びを応援するサイト「キミイロ」では、学校外での学びを望む子ども一人ひとりの特性を生かした学びの機会を提供するとともに、県域ネットワークの構築をしながら社会的自立をサポートするため、フリースクール等学校外の学びの場について周知しています。

(<https://kimiiro.education/>)



令和6年5月
神奈川県教育委員会